

（エ）前号の場合、法人会員へのカード貸与を一時停止し、加盟店を通じてカードを当社に返却していただく場合があること。

- （ホ）貴金属、金券等の一部商品については、カードの利用を制限させていただく場合があること。
- 第23条(債権譲渡)**
1.法人会員及びカード使用者は、加盟店がショッピングサービスにより生じた法人会員に対する債権を任意の時期及び方法で当社に譲渡し、当社がこれを譲り受けることについて、次のいずれの場合についても予め承諾するものとします。なお、債権譲渡について加盟店・クレジット会社・金融機関等は、法人会員及びカード使用者に対する個別の通知又は承諾の請求を省略するものとします。
- （イ）加盟店が当社に譲渡すること。
（ロ）加盟店が当社と提携したクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、さらに当社に譲渡すること。
（ハ）加盟店が国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、国際提携組織を通じ当社に譲渡すること。

- 2.前項により当社が譲り受ける債権額は、加盟店においてカード使用者がご利用になったショッピングサービスにかかわる売上票等の合計金額とします。なお、売上票等がない場合は、商品又はサービスの表示価格の合計金額とし、通信販売の場合は、当該商品又はサービスの表示価格と送料等の合計金額とします。
- 第24条(支払区分)**
カード使用者のショッピングサービスの支払区分は、原則1回払いとなります。
- 第25条(商品の所有権)**
商品の所有権は、ショッピングサービスの利用により生じた加盟店の法人会員に対する債権を当社が加盟店から譲り受けるに伴って、加盟店から当社に転移し、当該商品にかかわる債務が完済されるまで当社に留保されることを法人会員及びカード使用者は認めるものとします。
- 第26条(見本・カタログ等と現物の相違)**
カード使用者が加盟店に対して見本・カタログ等より申し込みをした場合において、提供された商品、権利又は役務が見本・カタログ等と相違している場合は、カード使用者は加盟店に商品の交換を申し出るか又は当該売買契約の解除をすることができます。

- 第27条(加盟店との紛議)**
カード利用により購入した物品又は受けたサービスに対する紛議は、すべて法人会員又はカード使用者と加盟店とにおいて解決するものとし、当社は一切その責任を負いません。またその解決の有無は、当社に対する利用代金支払拒否の理由にはなりません。

■■■■UC立替払加盟店利用特約■■■■

- 第1条(本特約の主旨)**
1.本特約は、株式会社クレディセゾン(以下「当社」と称します。)又はUC法人カード会員規約(以下「会員規約」と称します。)第21条第1項(ロ)(ハ)のクレジット会社・金融機関等と加盟店間との契約が債権譲渡契約ではなく立替払い契約の場合の、当該加盟店(以下「立替払加盟店」と称します。)におけるショッピングサービスについての特約を定めたものです。
- 2.立替払加盟店において、カード使用者がショッピングサービスを利用した場合、当社は法人会員の委託に基づき、法人会員に代わってショッピングサービスにかかるサービス利用料、ショッ

ピング利用代金等の立替払いをするものとし、法人会員は予め異議なくこれを承認します。

- 第2条(本特約の適用範囲)**
1.第1条に基づくサービス利用料、ショッピング利用代金等の立替払いにおいては、会員規約のうち、加盟店からの債権譲渡の承諾に関する条項は適用されないものとします。
- 2.本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。
- 第3条(求償金債権、債務)**
法人会員は、第1条の委託に基づき当社が加盟店より請求を受けたサービス利用料、ショッピング利用代金等を立替払いした場合、当社が法人会員に対して取得する求償金債権を会員規約のカードショッピングサービス条項に基づく譲受債権と同様に会員規約に基づき当社に対して支払うものとします。

<個人事業主法人会員特約>

- 個人事業主の方がお申し込みの場合は、本特約が適用され、UC法人カード会員規約第1条第1項及び第17条第3項が下記のように変更されます。
- 第1条(個人事業主法人会員)**
株式会社クレディセゾン(以下「当社」と称します。)に対し、UC法人カード会員規約(以下「本規約」と称します。)及び、個人事業主法人会員特約を承認のうえ、会員の区分を指定して当社が発行するクレジットカード(以下「カード」と称します。)の利用をお申込みいただき、当社が入会を認めた個人事業主を個人事業主法人会員といたします。また、本規約第1条第2項以下の各条項内の法人は個人事業主に、法人会員は個人事業主法人会員に読みかえるものとします。
- 第17条(その他承諾事項)**
3.当社が個人事業主法人会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者に該当する可能性があると判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、個人事業主法人会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。なお、個人事業主法人会員は、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者に該当した場合には、当社に申告を行うものとし、申告内容に変更がある場合にも同様とします。

- 個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項■■■■**
カード使用者として申込みをされた方(以下契約成立により申込者がカード使用者となった場合を総称して「カード使用者」と称します。)は、本同意条項及び今回お申込される取引の規約等に同意します。
- 第1条(個人情報の収集・保有・利用、預託)**
(1)カード使用者は、今回のお申込みを含む株式会社クレディセゾン(以下「当社」と称します。)との各種取引(以下「各取引」と称します。)の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」と称します。)を当社所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。

- ①各取引所定の申込時もしくは各取引においてカード使用者又は管理責任者が申込書に記載し、もしくは当社所定の方法により届出たカード使用者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス、職業、勤務先、家族構成、住居状況等の事項
②各取引に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、決済口座情報
③各取引に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況、その他客観的事実に基づく情報
④カード使用者が申告したカード使用者の資産、負債、収入等、個人の経済状況に関する情報

⑤カード使用者又は管理責任者の来店、問い合わせ等により当社が知り得た情報(映像・通話情報を含む)

- ⑥犯罪による収益の移転防止に関する法律及び貸金業法に基づきカード使用者の運転免許証、パスポート等によって本人確認を行った際に収集した情報
⑦各取引の規約等に基づき当社が住民票の写し等公的機関が発行する書類を取得した場合には、その際に収集した情報(公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①～③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。)
⑧各取引に関するカード使用者の支払能力を調査するため、カード使用者の源泉徴収票・所得証明等によって、収入の確認を行った場合には、その際に収集した情報
⑨官報や電話帳等一般に公開されている情報
(2)当社が各取引に関する与信、管理、その他の業務の一部又は全部を、当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報を当該委託先企業に提供し、当該委託先企業が受託の目的に限って利用する場合があります。

第2条(営業活動等の目的での個人情報の利用)

- (1)カード使用者は、第1条(1)に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第1条(1)①②③の個人情報を利用することに同意します。
- ①当社のクレジット関連事業及び金融サービス事業(それらに付随して提供するサービスを含む。)、並びにその他当社の事業におけるサービス提供、宣伝物・印刷物の送付、電話等による営業案内、関連するアフターサービス
②当社以外の第三者から受託して行う当該第三者の宣伝物・印刷物の送付、電話等による営業案内
③当社のクレジット関連事業及び金融サービス事業(それらに付随して提供するサービスを含む。)、並びにその他当社の事業における市場調査、商品開発 ※当社の具体的な事業内容は、当社ホームページ(http://www.saisoncard.co.jp)に常時掲載しております。
- (2)カード使用者は、当社がユーシーカード株式会社(以下「UC社」と称します。)に対して第1条(1)①②の個人情報を保護措置を講じたうえで提供し、UC社がクレジットカード事業におけるUC社及びUC社の加盟店等の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内を目的に第1条(1)①②の個人情報を保護措置を講じたうえで利用することに同意します。
- (3)カード使用者は、(1)①②及び前項の利用について、中止の申出ができます。但し、各取引の規約等に基づき当社が送付する請求書等に記載される営業案内及びその同封物は除きます。

第3条(個人信用情報機関への登録・利用)

- (1)カード使用者の支払能力の調査のために、当社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集及び会員に対する当該情報の提供を業とする者をいい、以下「加盟個人信用情報機関」と称します。)及び加盟個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携個人信用情報機関」と称します。)に照会し、カード使用者及びカード使用者の配偶者の個人情報登録されている場合には、それを利用することに同意します。なお、加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関に登録されている個人情報は、割賦販売法及び貸金業法等により、支払能力(返済能力)の調査以外の目的で使用してはならないこととされています。
- (2)カード使用者の各取引に関する客観的な取引事実に基づく個人情報か、(3)に定めるとおり加盟個人信用情報機関に登録され、加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関の加盟会員により、カード使用者の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。
- (3)加盟個人信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、登録

情報、及び登録期間は下記のとおりです。 (株)シー・アイ・シー(CIC) (割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウェスト15階 ﾈﾞﾀﾞｲﾂﾙ 0570-666-414 ﾎｰﾑﾍﾞｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ http://www.cic.co.jp/

- 登録情報** 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量/回数/期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報
- 登録期間** ①本契約に係る申込みをした事実は当社が(株)シー・アイ・シーに照会した日から6ヶ月間
②本契約に係る客観的な取引事実は契約期間中及び契約終了後5年以内
③債務の支払いを延滞した事実は契約期間中及び契約終了後5年以内

- ※(株)シー・アイ・シー(CIC)の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。
- (株)日本信用情報機構(JICC) (貸金業法に基づく指定信用情報機関)
〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1
ﾈﾞﾀﾞｲﾂﾙ 0570-055-955
ﾎｰﾑﾍﾞｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ http://www.jicc.co.jp/

- 登録情報** 本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名及びその数量等、支払回数等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等)、取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)
- 登録期間** ①本契約にかかる申込みをした事実は、当社が(株)日本信用情報機構に照会した日から6ヶ月以内
②本人を特定するための情報は、契約内容に関する情報等が登録されている期間
③契約内容及び返済状況に関する情報は、契約継続中及び契約終了後5年以内
④取引事実に関する情報は、契約継続中及び契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)

- (4)提携個人信用情報機関は、下記のとおりです。
全国銀行個人信用情報センター
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
TEL 03-3214-5020 ﾌﾘｰﾀﾞｲﾂﾙ 0120-540-558
ﾎｰﾑﾍﾞｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html
※全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関です。
- 第4条(個人情報の開示・訂正・削除)**
(1)カード使用者は、当社及び加盟個人信用情報機関並びに提携個人信用情報機関に対して、下記のとおり自己に関するカード使用者の個人情報の開示請求ができます。
- ①当社に開示を求める場合には、後記【問い合わせ・相談窓口等】にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。
- ②加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関に開示を求める場合には、加盟個人信用情報機関にご連絡ください。
- (2)万一当社の保有するカード使用者の個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第5条(本同意条項に不同意の場合)

当

込

意

し

に

込

録

(1

は

支

録

本

■

当

管

理

1.

2.

3.

4.

5.

6.

7.

8.

9.

10.

11.

12.

13.

14.

15.

16.

17.

18.

19.

20.

21.

22.

23.

24.

25.

26.

27.

28.

29.

30.

お問い合わせ・お申し込み

お問い合わせ

お申し込み

お申し込み

お申し込み

- ⑤カード利用者又は管理責任者の来店、問い合わせ等により当社が知り得た情報(映像・通話情報を含む)
- ⑥犯罪による収益の移転防止に関する法律及び貸金業法に基づきカード利用者の運転免許証、パスポート等によって本人確認を行った際に収集した情報
- ⑦各取引の規約等に基づき当社が住民票の写し等公的機関が発行する書類を取得した場合には、その際に収集した情報(公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①～③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。)
- ⑧各取引に関するカード利用者の支払能力を調査するため、カード利用者の源泉徴収票・所得証明等によって、収入の確認を行った場合には、その際に収集した情報
- ⑨官報や電話帳等一般に公開されている情報
- (2)当社が各取引に関する与信、管理、その他の業務の一部又は全部を、当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報を当該委託先企業に提供し、当該委託先企業が受託の目的に限って利用する場合があります。

第2条(営業活動等の目的での個人情報の利用)

- (1)カード利用者は、第1条(1)に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第1条(1)①②③の個人情報を利用することに同意します。
 - ①当社のクレジット関連事業及び金融サービス事業(それらに付随して提供するサービスを含む。)、並びにその他当社の事業におけるサービス提供、宣伝物・印刷物の送付、電話等による営業案内、関連するアフターサービス
 - ②当社以外の第三者から受託して行う当該第三者の宣伝物・印刷物の送付、電話等による営業案内
 - ③当社のクレジット関連事業及び金融サービス事業(それらに付随して提供するサービスを含む。)、並びにその他当社の事業における市場調査、商品開発 ※当社の具体的な事業内容は、当社ホームページ(<http://www.saison.co.jp>)に常時掲載しております。
- (2)カード利用者は、当社がユーザーカード株式会社(以下「UC社」と称します。)に対して第1条(1)①②の個人情報を保護措置を講じたうえで提供し、UC社がクレジットカード事業におけるUC社及びUC社の加盟店等の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内を目的に第1条(1)①②の個人情報を保護措置を講じたうえで利用することに同意します。
- (3)カード利用者は、(1)①②及び前項の利用について、中止の申出ができます。但し、各取引の規約等に基づき当社が送付する請求書等に記載される営業案内及びその同封物は除きます。

第3条(個人情報機関への登録・利用)

- (1)カード利用者の支払能力の調査のために、当社が加盟する個人情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集及び会員に対する当該情報の提供を業とする者をいい、以下「加盟個人情報機関」と称します。)及び加盟個人情報機関と提携する個人情報機関(以下「提携個人情報機関」と称します。)に照会し、カード利用者及びカード利用者の配偶者の個人情報が登録されている場合には、それを利用することに同意します。なお、加盟個人情報機関及び提携個人情報機関に登録されている個人情報は、割賦販売法及び貸金業法等により、支払能力(返済能力)の調査以外の目的で使用してはならないこととされています。
- (2)カード利用者の各取引に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、(3)に定めるとおり加盟個人情報機関に登録され、加盟個人情報機関及び提携個人情報情報機関の加盟会員により、カード利用者の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。
- (3)加盟個人情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、登録

お問い合わせ

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お問い合わせ

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

当社はカード利用者が各取引のお申込みに必要な記載事項(各取引の申込書でカード利用者が記載すべき事項)の記載をされない場合及び本同意条項の全部又は一部を承認できない場合、各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることがあります。但し、第2条(1)①②及び(2)に定める営業案内の利用について同意しないことを理由に各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることはありません。

第6条(契約の不成立時及び終了後の個人情報の利用)
(1)各取引の契約が不成立の場合にも、その不成立の理由の如何を問わず、当該各取引が不成立となった事実、及び第1条(1)に基づき当社が取得した個人情報は以下の目的で利用されますが、それ以外に利用されません。
①カード利用者との各取引(新たなお申込みを含む)に関して、当社が与信目的とする利用
②第3条(2)に基づく加盟個人情報機関への登録
(2)各取引が終了した場合であっても、第1条(1)に基づき当社が取得した個人情報は、前項①に定める目的及び開示請求等に必要範囲で、法令等又は当社所定の期間保有し、利用します。

(3)①②は、加盟個人情報機関及び提携個人情報機関の加盟会員により、カード利用者の支払能力に関する調査のために利用されます。

第7条(合意管轄裁判所)
カード使用者と当社の間で個人情報について、訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、カード利用者の住所地及び当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所といたします。
第8条(条項の変更)
本同意条項は当社所定の手続きにより変更することができます。

■個人情報保護管理者
当社では、個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として、個人情報管理総責任者(コンプライアンス担当役員)を設置しております。

お問い合わせ・相談窓口等]
1.商品等についてのお問い合わせ・ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
2.規約についてのお問い合わせ・ご相談はUCカードコミュニケーションセンターにご連絡ください。

お問い合わせ事項	相談窓口	住所・電話番号等
・個人情報の開示・訂正・削除(第4条)、その他当社が保有する個人情報について ・当社及び加盟店の営業案内等、広告宣伝印刷物の中止(第2条)について ・その他本規約全般について	UCカード コミュニケーションセンター	東京都中野区江原町1-13-22 ユビキタス株式会社クレディセゾン(東京)03-6893-8200(大阪)06-7709-8555 URL http://www.uccard.co.jp

2017年11月現在

●本規約に同意されない場合又はお送りしたカードがご不要の場合には、お手数でもカードご利用開始前にカードを切断し、解約される旨を明記の上当社あてご返送ください。

お問い合わせ

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

お申し込み

る付帯サービスを利用できます。なお、付帯サービスの利用に関する規約等がある場合には、それに従うものとします。また、当社が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃できることを予めご承認いただきます。

第4条(カードの年会費)

1.法人会員は、当社に対し所定の年会費を支払うものとします。なお、年会費の支払期日はカード送付時に通知するものといたします。
2.支払方法は、第7条第1項のカード利用代金の場合と同様とします。
3.すでにお支払い済の年会費は、退会又は会員資格の取消しとなった場合その理由の如何を問わず返却いたしません。

第5条(暗証番号)

1.当社は法人会員又はカード使用者からのお申し出により、カードの暗証番号(4桁の数字)を登録します。なお、暗証番号は、生年月日・電話番号等他人に容易に推測される番号を避けていただきます。但し、法人会員又はカード使用者から暗証番号の届出がない場合には、当社所定の暗証番号を登録する場合があります。
2.法人会員及びカード使用者は暗証番号を第三者に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
3.法人会員又はカード使用者が、法人会員又はカード使用者本人以外に暗証番号を知らせ、又は知られた場合、これによって生じた損害は法人会員及びカード使用者の負担とします。但し、法人会員又はカード使用者が故意又は過失のなかつたことを証明し、当社が認めた場合はこの限りではありません。

第6条(カード利用可能枠)

1.カード利用可能枠はカード利用者1名につき当社が決定した額を限度とし、カード使用者の未決済利用代金を合算した金額がカード利用可能枠を超えない範囲で利用できます。なお、本条における利用代金にはカードによる商品の購入代金、サービスの受領、通信販売・電話予約販売代金、その他当社が提供するすべての商品・サービスの代金及び諸手数料を含みます。
2.カード1回あたりの利用額は、日本国内の加盟店(以下、「国内加盟店」と称します。)では当社が定める金額、日本国外の加盟店(以下「海外加盟店」と称し、「国内加盟店」との総称を「加盟店」とします。)ではマスターカード・アジア・パシフィック・PTE・リミテッドもしくはビザ・ワールドワイド・PTE・リミテッド(以下両者を「国際提携組織」と総称します。)が定めた金額までとします。但し、カード利用の際、加盟店を通じて当社の承認を得た場合は、この金額を超えて使用することができます。
3.第1項にかかわらず当社は、法人会員全体の利用可能枠をカード使用者に対する利用可能枠とは別に定めることができるものとします。
4.第1項及び第3項の可能枠は、当社が必要と認めた場合には、増額又は減額できるものとします。
5.本条第1項の利用可能枠を超えてカードを使用した場合には第7条第1項にかかわらず、当社からの請求次第、そのカード利用代金の全部又はその一部をお支払いいただくことがあります。

第7条(代金決済)

1.第21条第1項に定めるショッピングサービス(諸手数料を含みます。)の利用代金は、原則として毎月10日(以下「締切日」と称します。)に締切り、翌月5日(金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日)とし、以下これを「約定支払日」と称します。)に法人会員が予め指定した金融機関口座(以下「お支払預金口座」と称します。)から口座振替の方法によりお支払いいただきます。なお、利用代金は事務上の都合により翌月以降の締切日で処理される場合があります。
2.カード使用者の海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ、お支払いいただきます。なお、ショッピング利用分の日本円への換算は、利用代金を国際提携組織の決済センターが処理した時点で適用した交換レートに、当社が定める為替処理等の事務経費として所定の手数料率を加算した

レートを適用するものとします。

3.当社は、前二項に基づく毎月のお支払金額を、お支払月の前月末頃、普通郵便で法人会員が予め届け出た送り返し先にご利用明細書として通知します。法人会員及びカード使用者は、ご利用明細書の記載内容についてカード使用者自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならぬものとします。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせ、ご確認は、通知を受けたのち20日以内にしていただくものとし、この期間内に異議の申し立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容についてご承認いただいたものとみなします。
4.第1項及び第2項に基づく利用代金について口座振替ができない場合であっても、当社は金融機関に対し再度口座振替の依頼は行いません。

第8条(支払金等の充当順位)

お支払いいただいた金額が支払債務全額を完済するに足りない場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法によりいずれの債務に充当しても異議のないものとします。なお、そのお支払いが、期限の到来した債務の全額を超えている場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法によりいずれの期限未到来債務に充当しても異議のないものとします。

第9条(費用の負担)

法人会員のご都合による第7条第1項以外の支払方法により発生した入金費用、公租公課及び当社と法人会員又はカード使用者との間で締結する債務の支払いにかかわる公正証書の作成費用は、退会後といえども法人会員及びカード使用者が連帯して負担するものとします。

第10条(退会及びカードの利用停止と返却)

1.法人会員は、所定の手続きをすることにより、いつでも退会及び特定のカード使用者の使用取消をすることができます。この場合、当社に対して残債務の全額をお支払いいただくことがあります。
2.法人会員又はカード使用者が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が法人会員又はカード使用者として不適当と認めた場合、当社は何らの通知・催告を要せずして、カード及び付帯サービスの利用停止又は法人会員の資格取消、又は特定のカード使用者の資格取消をすることができます。これら措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することができます。
(イ)カードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込み、申告、届出などで虚偽の申告をした場合。
(ロ)本規約のいずれかに違反した場合。
(ハ)当社に対する支払債務又は当社が保証している債務の履行を怠った場合。
(ニ)信用情報機関の情報により、法人会員又はカード使用者の信用状態が著しく悪化し、又は悪化のおそれがあると当社が判断した場合。
(ホ)第21条第4項に定める換金を目的とした利用等、カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合、又は暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなった場合。
(ヘ)第7条第1項に定める口座振替手続きのために有効な金融機関口座の届出がない場合。
(ト)第12条第1項又は第2項各号のいずれかに該当した場合。
(チ)法人会員又はカード使用者が当社と締結した各種取引において、期限の利益を喪失した場合。
(リ)当社に対する暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為があった場合。
(ヌ)第15条第1項に違反したことなどにより、当社から法人会員又はカード使用者への連絡が不可能であると当社が判断した場合。
(ル)法人会員又はカード使用者が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社からの連絡が困難と判断した場合。

3.前二項の場合、当該法人会員及びカード使用者は以下の事項に同意するものとします。

(イ)当該カードの利用により発生する債務の支払いが完了するまでは、引き続き本規約の効力が維持されること。
(ロ)第21条第5項に定める継続的サービスの支払いにカードを使用している場合、法人会員及びカード使用者はカード情報を登録した加盟店に対して速やかに決済方法の変更手続きを行うこと及び、この変更手続きを行わないことにより、当該加盟店から当社が継続的サービスの代金債権を譲り受けた場合はこれをお支払いいただくこと。
(ハ)会員資格を喪失した場合は、付帯サービスを利用する権利を喪失すること。

4.法人会員は、第1項又は第2項の定めにより、退会及び資格取消となった場合はすべてのカード使用者のカードを、特定のカード使用者の使用取消又は資格取消の場合は該当するカード使用者のカードを、直ちに当社の指示する方法に従い当社に返却するものとします。
5.資格取消、退会又はカードの使用取消がなされた後にカードを使用した場合には、その代金相当額を直にお支払いいただきます。

第11条(会員資格の再審査)

当社は法人会員及びカード使用者の適格性について入会後、定期・不定期の再審査を行います。この場合、法人会員及びカード使用者は必要に応じ当社の求める資料の提出等、当社の指示に応じるとともに、当社が公的機関の発行する書類を取得する場合があることについて異議がないものとします。

第12条(期限の利益喪失)

1.法人会員又はカード使用者が、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。
(イ)支払期日に利用代金の支払いを1回でも遅滞したとき。
(ロ)商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。
(ハ)自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払いを停止したとき。
(ニ)差押・仮差押・保全差押・仮処分申し立て又は滞納処分を受けたとき。
(ホ)破産・民事再生・特別清算・会社更生の申し立てを受けたとき、又は自らこれらの申し立てをしたとき。
2.法人会員又はカード使用者が、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。
(イ)本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。
(ロ)法人会員又はカード使用者の信用状態が著しく悪化したとき。
(ハ)法人会員が資格を喪失したとき、又はカード使用者がカードの使用取消となったとき。
(ニ)法人会員又はカード使用者が、第17条第2項の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、又は、当社が、同条同項に定める報告を求めたにもかかわらず、法人会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。

第13条(遅延損害金)

約定支払日に支払債務の履行がない場合は、お支払いになるべき金額に対してその支払期日の翌日から完済に至るまで、また本規約に基づく債務において期限の利益を喪失した場合は、支払債務の元金残全額に対し期限の利益喪失の翌日から完済に至るまで、年14.6%の割合で遅延損害金を申し受けます。この場合の計算方法は、年365日(うるう年は年366日)の日割計算とします。

第14条(カードの盗難・紛失の場合の責任と損害のてん補)

1.万一法人会員又はカード使用者がカードを盗難、詐取、横領もしくはカード情報を不正取得(以下「盗難」と総称します。)され、又はカードを

紛失した場合、法人会員、管理責任者及びカード使用者には、速やかに当社に電話等により届出のうえ、所定の喪失届を提出していただくと共に、所轄警察署へも届けさせていただきます。

2.盗難・紛失により第三者に不正使用された場合、その代金等の支払いは法人会員及び当該カード使用者の責任となります。

3.前項により法人会員及び当該カード使用者が被る損害は、次に掲げる場合を除き当社が全額でん補します。

(イ)法人会員又はカード使用者の共同又はいずれかによる故意又は重大な過失に起因する場合。
(ロ)法人会員の役職員又はカード使用者自らの行為もしくは加担した盗難の場合。
(ハ)カード使用者の家族、同居人、留守人その他のカード使用者の委託を受けて身の回りの世話をする者等、カード使用者の関係者の自らの行為又は加担した盗難の場合。
(ニ)第3条に違反して第三者にカード又はカード情報を使用された場合。
(ホ)当社が法人会員、管理責任者又はカード使用者から盗難・紛失の通知を受理した日から61日以前に生じた不正使用の場合。
(ヘ)戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用の場合。

(ト)本規約のいずれかに違反した場合。

(チ)法人会員、管理責任者又はカード使用者が当社の請求する書類を提出しない、もしくは提出した書類に不正の表示をした場合、又は被害調査に協力をしない場合。

(リ)カード使用の際、登録した暗証番号が使用された場合。但し、第5条第3項但し書きに該当する場合を除きます。

(ヌ)第1項に定める当社への届出もしくは喪失届の提出もしくは所轄警察署への届出(以下、これらにつき本号において「各手続き」と称します。)において虚偽の申告があった場合、または故意もしくは過失により各手続きを行わなかった場合もしくは各手続きを遅滞した場合。

4.カードの再発行は、当社が適当と認めた場合に行います。この場合、当社所定の手数料を申し受けます。その支払方法は、第7条のカード利用代金の場合と同様とします。

第15条(届出事項の変更)

1.法人会員が当社に届け出た会社名、代表者、所在地、電話番号、管理責任者、カード使用者の氏名・住所、お支払預金口座、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届け出た事項(実質的支配者、事業内容及び第17条第3項に基づくPEPs関係者の該当性等を含みます。)等に変更があった場合は、直ちに当社あて所定の変更手続きをしていただきます。

2.当社が法人会員から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合は、それが未到着のときでも通常どおりに到着したものとみなします。但し、前項の変更手続きを行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りでないものとします。

3.法人会員は、カード使用者が当該法人を退職した場合は、当該カード使用者について、直ちに第10条第1項に従い、当社あて所定の使用取消届を提出していただきます。

4.当社は、法人会員又はカード使用者と当社との各種取引において、法人会員又はカード使用者が当社に届け出た内容又は公的機関が発行する書類等により当社が収集した内容のうち、同一項目について異なる内容がある場合、最新の届出内容又は収集内容に変更することができるものとします。

第16条(外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等の適用)

海外加盟店でカードを利用する場合、現に適用されている又は今後適用される諸法令、諸規則などにより、許可書、証明書その他の書類を必要とする場合には、当社の要求に応じこれを提出するものとします。また、海外加盟店でのカードの利用の制限あるいは停止に応じていただきます。

第17

1.法

す。

(イ

(ロ

(ハ

(ニ

(ホ

(ヘ

(ト

(チ

(リ

(ヌ

2.法

暴

集

制

て

れ

ど

者

場

を

社

と

(イ

(ロ

(ハ

(ニ

(ホ

(ヘ

(ト

(チ

(リ

(ヌ

3.法

法

「P

」を

基

当

ど

こ

す

こ

第18

法

人

は、

自

社

の

管

轄

第19

法

人

て

日

第20

当

社

又

は

